

技能講習の科目、時間及び受講資格表

(足場の組立て等作業主任者技能講習)

1. 技能講習の科目、時間

講習科目	講習時間	講習科目の一部免除	
	正規講習	3時間	1.5時間
作業の方法に関する知識	7.0	—	—
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3.0	—	—
作業者に対する教育等に関する知識	1.5	1.5	—
関係法令	1.5	1.5	1.5
合計	13.0	3.0	1.5

2. 技能講習の受講資格

講習時間		受講資格
正規講習	13時間	<ul style="list-style-type: none"> 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 (労働安全衛生規則別表第6 足場の組立て等作業主任者技能講習の項 受講資格の欄第1号) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの (労働安全衛生規則別表第6 足場の組立て等作業主任者技能講習の項 受講資格の欄第2号)
講習科目一部免除	3時間	<ul style="list-style-type: none"> 足場の組立て等作業主任者技能講習規程第1条各号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの 労働安全衛生規則別表第6 足場の組立て等作業主任者技能講習の項の受講資格を有する者で、職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格したもの
	1.5時間	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生規則別表第6 足場の組立て等作業主任者技能講習の項の受講資格を有する者で、職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けたもの

平成27年7月1日より「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）」に従事する作業員については、特別教育が義務付けられ、特別教育を受けていない者は当該業務に就労できない業務となりました。また、規則改正による経過措置が2年間設けられていましたが、平成29年6月30日をもって終了しています。

一方、「足場の組立て等作業主任者技能講習」については、作業員を指揮命令等する立場であることから受講資格として「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に3年(2年)以上従事した者」等、当該作業の実務経験が必要であり、その期間、年数を事業主等に証明していただいています。しかしながら、足場の組立て等の業務に係る特別教育が義務付けされたことに伴い、受講される方の経験期間によっては「足場の組立て等特別教育」を修了したことを証明する書類をご提出いただく必要があります。詳細はお問い合わせ下さい。